

## 帝京科学大学 当面の課外活動方針について

本年1月7日から発令されていた緊急事態宣言の解除に伴い、課外活動の実施を可能としました。しかしながら、新型コロナウィルスの感染状況が沈静化したわけではないので、当分の間は下記【課外活動方針】のとおりとしたので、各団体関係者、学生においては、十分留意して活動すること。なお、**今後、緊急事態宣言が発令されたとき、課外活動は「直ちに休止」とします。**

## 【課外活動方針】

期 間	活 動 内 容 等
令和3年 3月23日 から当分の間  <b>※緊急事態宣言 が発令されたとき、直ちに活動を休止する。</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学内外を問わず課外活動を可とする。ただし、三密対策及び終了後の消毒作業を行うことを条件とする。また、活動日の参加学生や活動内容等を記載し学生係に提出すること。</li> <li>2 大学関連施設以外を使用しての活動に際しては、使用施設における新型コロナウィルス感染症予防対策を厳守すること。</li> <li>3 合宿等を伴う課外活動は禁止とする。</li> <li>4 屋内の活動は、20人以内とする（ただし、使用する施設によっては個別の制限を設けることとする）。人数の多い団体にあっては、時間を区切って入れ替え制にするなどの措置を行うこと。</li> <li>5 スポーツ活動団体にあっては、各連盟や競技団体が指針としている新型コロナウィルス感染症防止策を厳守した活動とする。</li> <li>6 大学学生連盟等が主催する各競技大会等への出場は認める。</li> <li>7 新入部員勧誘活動は、課外活動等勧誘ポスターの掲示とするので、ポスター掲示（改正版含）を希望する団体にあっては、ポスターを各キャンパス学生係へ提出すること。<u>ポスターには責任者の連絡先（学生メール）やLINE、ツイッター等を導入している団体はアカウント等を掲載してください。</u></li> </ol>
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動前後は手洗いなどの消毒を行い、使用する器具などの共用物品は消毒を徹底すること。</li> <li>2 マスク着用が可能な活動は、必ず着用するとともにマスク着用時における熱中症等防止に努めること。</li> <li>3 更衣室使用時の人数制限を設けるので、交代で利用することとし、更衣室内は必ずマスクを着用すること。</li> <li>4 活動終了後は、飲食店等での会食などをせずに帰宅すること。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>緊急事態宣言等が再度発令されたときは、直ちに活動を中止する。また新型コロナウィルスの感染拡大状況に応じて大学から活動の自粛、中止を指示する場合があるので留意すること。</u></li> <li>2 本活動方針は、新型コロナウィルス感染状況によっては、活動の緩和等を行っていく予定である。</li> <li>3 活動等に関し疑義がある際は、各キャンパス学生係へ問合せを行い、指示に従うこと。</li> </ol>